若松保育園　施設の自己評価

自己評価シート【保育所改訂版】

作成日	令和　　８年　　３月　　２５日	
保育所名	若松保育園	
経営主体名	一般社団法人あしたの森	
評価者	（氏　　名）	（役　　職）
	湯本浩彦	園長（代表理事）
	湯本玉恵	副園長（保育士）
	植田靖恵	主任保育士
	増本菜穂子	副主任保育士
	一志苑未	副主任保育士
	山杢智子	給食リーダー
作成(記入)者	（氏　　名）	（役　　職）
	湯本浩彦	園長（代表理事）

令和7年度若松保育園自己評価

評価対象	評価分類	評価項目	No.	基準項目	自己評価			
					評価			判断した理由や根拠
Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	①理念、基本方針が確立されている	1	理念が明文化されている	A	B	C	「若松保育園の理念と方針」配布　入園時説明
			2	理念に基づく基本方針が明文化されている	A	B	C	「若松保育園の理念と方針」配布　入園時説明
		②理念や基本方針が周知されている	3	理念や基本方針が職員に周知されている	A	B	C	「若松保育園の理念と方針」配布　配布時に周知
			4	理念や基本方針が利用者等に周知されている	A	B	C	「若松保育園の理念と方針」配布　配布時に周知
	2 計画の策定	①中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	5	中・長期計画が策定されている	A	B	C	中長期計画書、事業計画、事業報告書等による。
			6	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	A	B	C	中長期計画書、事業計画、事業報告書等による。
		②計画が適切に策定されている	7	事業計画の策定が組織的に行われている	A	B	C	幹部職員で策定、全職員に周知、意見を聞き反映して決定
			8	事業計画が職員に周知されている	A	B	C	職員会議等で周知
			9	事業計画が利用者等に周知されている	A	B	C	事業計画に基づいた年間計画等を配布、施設整備関係は懇談会等で説明、必要に応じてお知らせを配布

令和7年度若松保育園自己評価

評価対象	評価分類	評価項目	No.	基準項目	自己評価			
					評価			判断した理由や根拠
	3 管理者の責任とリーダーシップ	①管理者の責任が明確にされている	10	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	A	B	C	(経営書)園務分掌等
			11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている	A	B	C	園長会、研修会等
		②管理者のリーダーシップが発揮されてれいる	12	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している	A	B	C	(職員会議)内部研修
			13	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している	A	B	C	職員会議、日常的な点検活動などの様々な活動
Ⅱ 組織の運営管理	1 経営状況の把握	①経営環境の変化等に適切に対応している	14	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	A	B	C	園長会、研修会、市役所担当部署、関係機関との情報交換等による
			15	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている	A	B	C	会計・予算責任者は園長であり実務を担当しているため経営状況は完全に把握している。内部牽制機能を持ち専断的ではない。
			16	外部監査が実施されている	A	B	副主任保育士	静岡市幼保支援課の監査を受けている
	2 人材の確保・養成	①人事管理の体制が整備されている	17	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている	A	B	副主任保育士	(経営書)園務分掌等
			18	必要な人材に関する具体的なプランが確立している	A	B	C	人材育成についての基本概念は存在しており、周知している。 人員体制は法令遵守、保育園で人材確保にプランは必要？
			19	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	A	B	C	個別面接を年2回以上、自己評価を年一回実施
		②職員の就業状況配慮がなされている	20	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	A	B	C	就業状況等の希望を把握する個別面談を年1回以上実施
			21	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる	A	B	C	静岡市勤労者福祉サービスセンター加入等

令和7年度若松保育園自己評価

評価対象	評価分類	評価項目	No.	基準項目	自己評価			
					評価			判断した理由や根拠
Ⅱ 組織の運営管理	2 人材の確保・養成	③職員の質の向上に向けた体制が確立されている	22	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	A	B	C	事業計画・報告、中長期計画、基本方針（職員版）
			23	個別の職員に対して 組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている	A	B	C	事業計画・報告、中長期計画、基本方針（職員版）
			24	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	A	B	C	研修予定、実績表により管理、内部研修
			25	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている	A	B	C	年1回の自己評価、（職員会議での討議）
		④実習生の受け入れが適切に行われている	26	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている	A	B	C	園務マニュアル（実習生受け入れについて）による
	3 安全管理	①利用者の安全を確保するための取り組みが行われている	27	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている	A	B	C	緊急時対応マニュアルによる
			28	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている	A	B	C	緊急時対応マニュアルによる
			29	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている	A	B	C	衛生管理マニュアルによる
			30	発生した事故を把握している	A	B	C	アクシデント・インシデント報告、傷病記録
			31	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している	A	B	C	リスクアセスメント
			32	安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	A	B	C	安全計画に基づいて実施
			33	事故補償（賠償）を行うための方策を講じている	A	B	C	賠償保険加入

令和7年度若松保育園自己評価

評価対象	評価分類	評価項目	No.	基準項目	自己評価			
					評価			判断した理由や根拠
Ⅱ　組織の運営管理	4 地域との交流と連携	①地域との関係が適切に確保されている	34	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている	A	B	C	老人施設訪問、勤労感謝訪問、中高生保育体験受入等
			35	施設が有する機能を地域に還元している	A	B	C	子育てサロン、夏祭り機材貸出し等
			36	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している	A	B	C	ボランティア受入規程（活動確認書・誓約書を含む）による
		②関係機関との連携が確保されている	37	必要な社会資源を明確にしている	A	B	C	関係機関一覧表、関係機関の紹介
			38	関係機関等との連携が適切に行われている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			39	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
		③地域の福祉向上のための取り組みを行っている	40	地域の福祉ニーズを把握している	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			41	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断

令和7年度若松保育園自己評価

評価対象	評価分類	評価項目	No.	基準項目	自己評価			
					評価			判断した理由や根拠
Ⅲ　適切な福祉サービスの実施	1利用者本位の福祉サービス	①利用者を尊重する姿勢が明示されている	42	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			43	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			44	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			45	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	A	B	C	個人情報保護規程等
			46	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる	A	B	C	公益通報者保護規程、見通しのよい環境、男性職員は子どもの排泄に関わらないことの周知徹底
		②利用者満足の向上に努めている	47	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている	A	B	C	父母の会役員会、懇談会、交流会、個別相談随時、連絡帳
			48	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	A	B	C	クッキング保育、給食ニュース、献立表、サンプル表示
			49	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			50	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている	A	B	C	給食会議
			51	沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			52	排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断

令和7年度若松保育園自己評価

評価対象	評価分類	評価項目	No.	基準項目	自己評価			
					評価			判断した理由や根拠
Ⅲ　適切な福祉サービスの実施	1利用者本位の福祉サービス	③利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	53	施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている	A	B	C	懇談会、意見箱、連絡帳、意見を言いやすい雰囲気づくり（どのような意見に対して真摯に取り組む姿勢による）
			54	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	A	B	C	苦情等処理規程整備、ホームページ等による公表 記録、丁寧な対応
			55	利用者からの意見等に対して迅速に対応している	A	B	C	迅速に対応している
			56	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			57	相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている	A	B	C	相談援助が困難な場合は試行錯誤を重ねて問題解決を行うことになるため、責任者が経験を活かし柔軟に対応している。 関係機関との連携が必要
			58	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			59	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
		①質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている	60	保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			61	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断

令和7年度若松保育園自己評価

評価対象	評価分類	評価項目	No.	基準項目	自己評価			
					評価			判断した理由や根拠
Ⅲ　適切な福祉サービスの実施	4サービスの質の確保	②個々のサービスの標準的な実施方法が確立している	62	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	A	B	C	基本理念・方針に基づく保育マニュアル、保人情報保護規程等
			63	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	A	B	C	年に一度の自己評価、意見要望苦情不満等の記録解決
		③生活環境が適切に整備されている	64	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
		④保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている	65	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	A	B	C	健康に関するマニュアル、傷病記録、職員会議
			66	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			67	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている	A	B	C	誤食防止のマニュアル、医師の診断書
			68	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている	A	B	C	金魚等の飼育、園庭の草花、年1回の日本平動物園
			69	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			70	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			71	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			72	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			73	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断

令和7年度若松保育園自己評価

評価対象	評価分類	評価項目	No.	基準項目	自己評価			
					評価			判断した理由や根拠
Ⅲ　適切な福祉サービスの実施	2サービスの質の確保	⑤子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている	74	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
		⑥特別な保育への対応や配慮が行われている	75	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			76	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			77	一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	A	B	C	一日平均2名程度、専用の部屋は必要ない。通常保育の子どもたちと一緒に生活をする。落ち着ける空間はある。
		⑦サービス実施の記録が適切に行われている	78	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	A	B	C	経過記録、健康診断記録票等
			79	利用者に関する記録の管理体制が確立している	A	B	C	
			80	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	A	B	C	職員会議（議事録に記録）
	3サービスの開始・継続	①サービス提供の開始が適切に行われている	81	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している	A	B	C	ホームページ、パンフレット、重要事項説明書
			82	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている	A	B	C	重要事項説明書により説明、同意書で確認
		②サービスの継続性に配慮した対応が行われている	83	施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	A	B	C	必要があれば行う。転園先でも必要があれば連絡してくる。引き継ぎの書式は必要に応じた形になる。保護者も転園後に必要があれば相談に来る、相談に来たら精一杯応じる。当たり前のことで書式やシステムの問題ではないのでA評価

令和7年度若松保育園自己評価

評価対象	評価分類	評価項目	No.	基準項目	自己評価			
					評価			判断した理由や根拠
Ⅲ　適切な福祉サービスの実施	4サービス実施計画の策定	①利用者のアセスメントが行われている	84	定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている	A	B	C	保育園入園希望者面接表・オリエンテーション（緊急連絡票・児童票・入園児健康調査等）、在園中　記載事項変更届、などの記入時に就労や家庭の状況について聞き取り、随時　個別相談有
		②利用者に対するサービス実施計画が策定されている	85	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断 重点　保育所保育指針
			86	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			87	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている	A	B	C	保育計画の説明は「わかば」等、同意に関するマニュアルなし
			88	サービス実施計画を適切に策定している	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断
			89	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている	A	B	C	※評価基準（評価の着眼点）により判断